

## (参考資料) タクシー運賃に関する制度

### 自動認可運賃制度

道路運送法では、タクシー事業者の運賃等の設定は個別申請、個別認可によることとなっているが、それぞれの地域に膨大な数の事業者が存在するタクシー事業においては、すべての事業者の運賃を個別に審査し、その適否を個別に判断することは事実上困難であり、集合的に処理せざるを得ない。

このため、行政運用上の措置として、個別事業者の原価計算書類等を個別に審査せず、車両数7割以上の事業者からの申請があった場合に、これらを審査して、自動的に認可する運賃水準の上限と下限の幅を、「自動認可運賃」として設定している。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(H13.10.26国自旅第101号))

### 公定幅運賃制度

平成26年1月に施行された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、特定地域又は準特定地域において、国土交通大臣が指定する運賃。

○公定幅運賃の範囲の設定基準・算定方法は自動認可運賃と同じ。

○公定幅運賃の下限を下回る運賃での届け出は変更命令対象となる。